

別表（第3条関係）

補助対象事業	要件	補助対象経費
1 送迎支援	送迎支援を通じて地域のコミュニティづくりに努めること。	支援対象者の送迎その他事業の実施に要する次に掲げる経費の2分の1以内の額（個別上限：年額18万円）  需用費（消耗品、燃料費、茶菓子代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料
2 見守り・助け合い活動	見守り活動を行うことで、安否の確認、信頼関係の構築、ひきこもりの防止等に努め、必要に応じた助け合い活動に取り組むこと。	活動その他事業の実施に要する次に掲げる経費の2分の1以内の額（個別上限：年額12万円）  需用費（消耗品、燃料費、茶菓子代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料
3 交流活動	地域に交流拠点を設け、定期的に多世代が集う交流活動、座談会、生活相談等を行うこと。	活動その他事業の実施に要する次に掲げる経費の2分の1以内の額（個別上限：年額12万円）  報償費 需用費（消耗品、燃料費、茶菓子代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料